

# 北海道の景観行政について

第12回 北海道景観行政団体等連携会議 兼 景観行政セミナー  
(令和4年10月20日開催)

北海道建設部まちづくり局都市計画課景観係

(写真：洞爺湖町サイロ展望台から望む洞爺湖)

# 1 北海道の取組状況について

道では、平成31年(2019年)3月に策定(見直し)した「北海道景観形成ビジョン」の「重点的な取組」に基づき、関連施策と景観との連携を強化する取り組みを行っています。

## 「北海道景観形成ビジョン」の新たな基本方針

### ○重点的な取組

関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

### ○継続的な取組

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり

【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり

【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

## ○関連施策事業との連携

- ・ **連携事業における会議や研修等にて、景観への意識を高めるため、景観との関わりを講演する等。**
- ・ **ホームページやパネル展などで、景観との関連性をPR。**

(景観との関わりイメージできるチラシやパネル等を作成)

など

令和元年(2019年)5月22日に「北海道の景観形成に関する庁内連携会議」を設置し、その取組を道のwebで公表しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/chonairenkeikaigi.htm>

# 2 北海道内の景観法等活用状況について

令和4年(2022年)10月1日現在

## 景観計画区域

北海道全域 (この区域には、地先公有水面を含む)

## 羊蹄山麓広域景観形成推進地域(7)

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

## 景観重要建造物(14)

札幌市(3)、北見市(1)、黒松内町(6)、東川町(2)、美瑛町(2)

## 景観重要樹木(4)

美瑛町(4)

## 景観重要道路

- ・国道5号、230号、276号及び393号
- ・道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線

## 景観重要河川

・尻別川

## 景観整備機構(3)

- ・北海道：一般社団法人  
北海道建築士会
- ・札幌市：一般社団法人  
北海道建築士会
- ・函館市：特定非営利活動法人  
はこだて街なかプロジェクト

## 景観行政団体(23)

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町

## 景観地区(3)

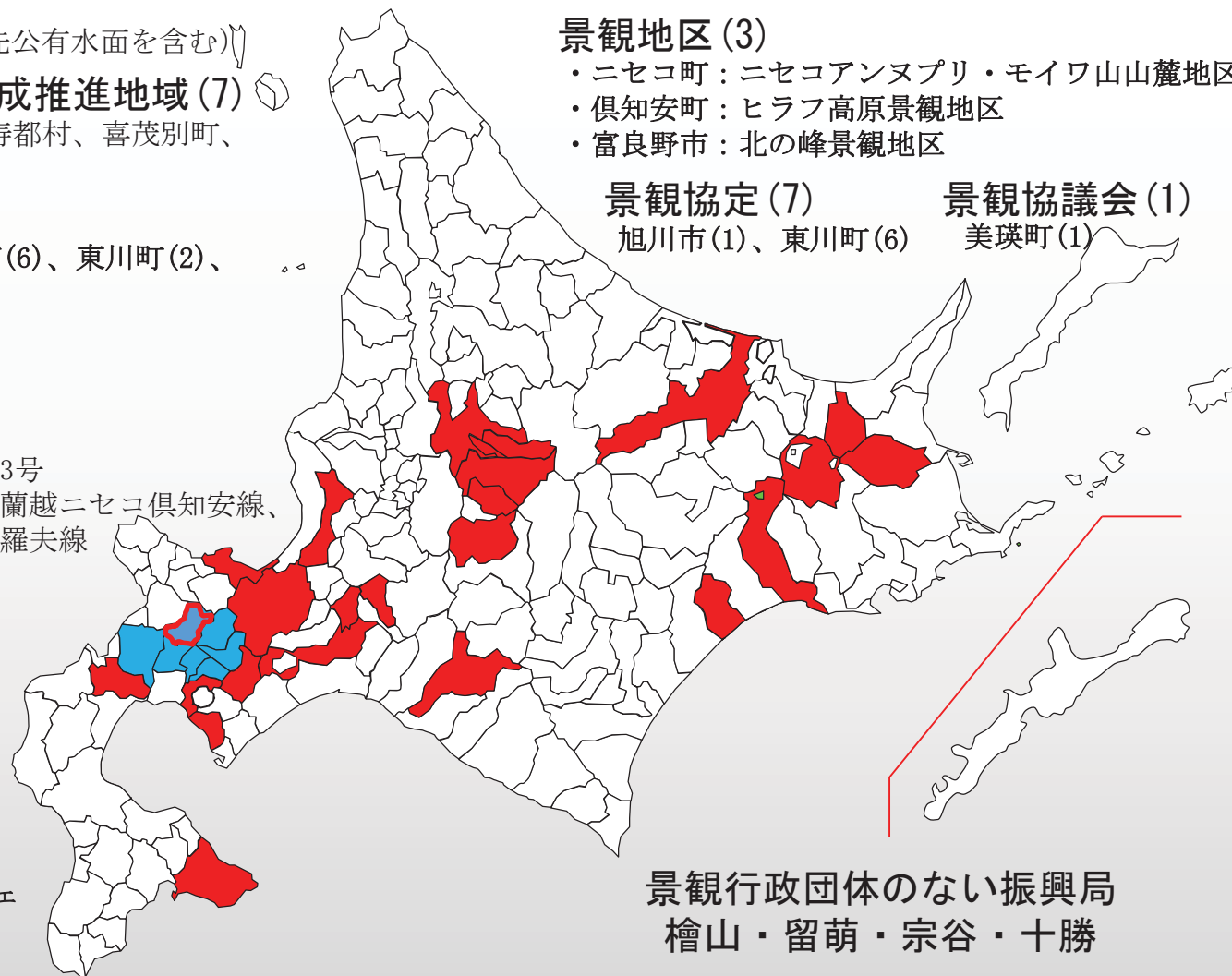
- ・ニセコ町：ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区
- ・倶知安町：ヒラフ高原景観地区
- ・富良野市：北の峰景観地区

## 景観協定(7)

旭川市(1)、東川町(6)

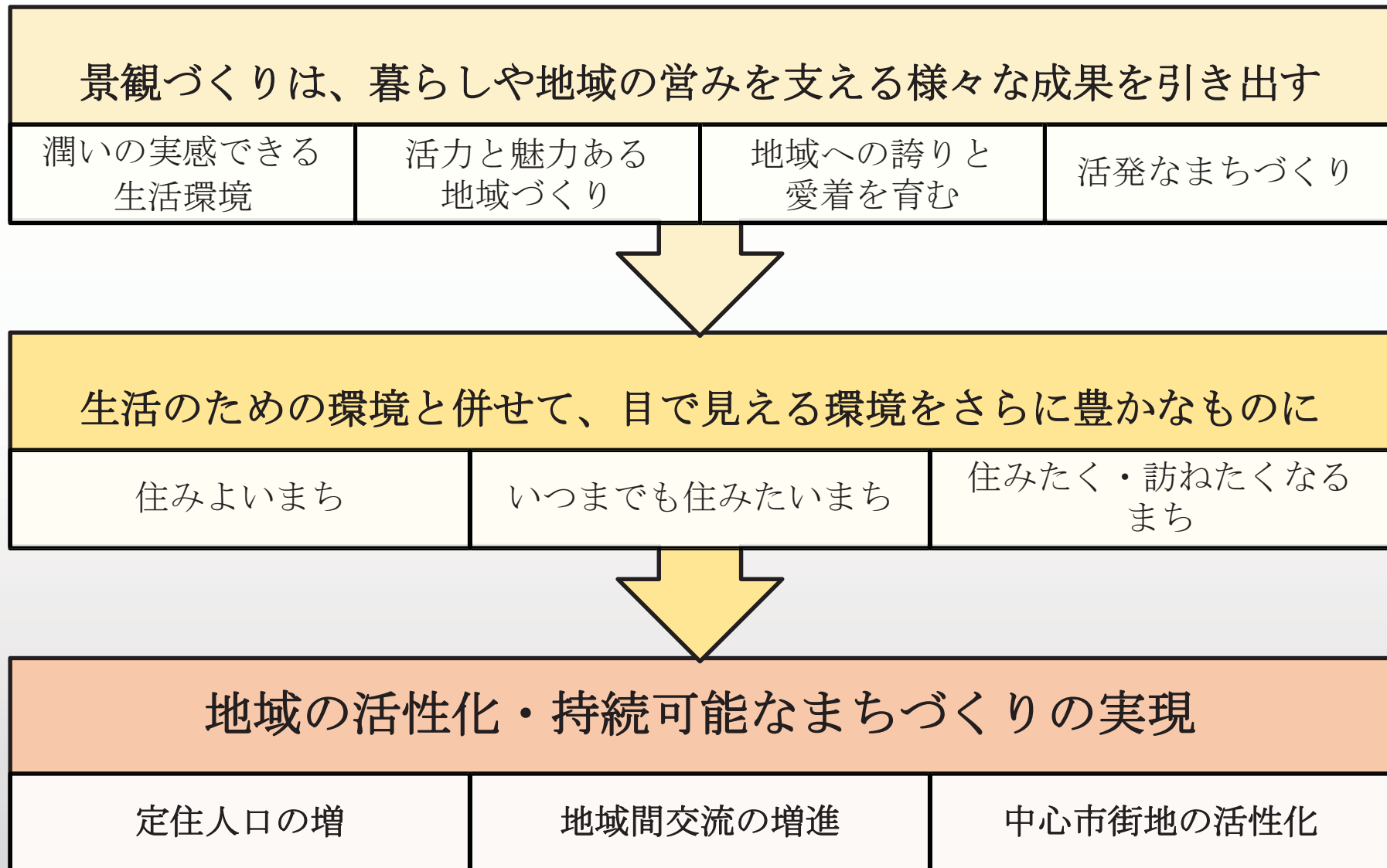
## 景観協議会(1)

美瑛町(1)



景観行政団体のない振興局  
檜山・留萌・宗谷・十勝

### 3 景観まちづくりの意義



## ※ 景観形成にあたって

- 景観形成は、行政が定めるものだが、地域住民との合意形成が必要である。
  - 景観法においても景観計画の決定は、住民説明会等の実施を義務づけ（法第9条）
  
- 地域にとって良好な景観とは何かを考える。
  - 地域（市町村）が目指す姿を言葉ではなく形にすること（総合計画等に定められた目標など）
  
- 未来の子どもたちに、私たちは何を残すのか（残せるのか）を検討する。



# 4 景観行政団体について

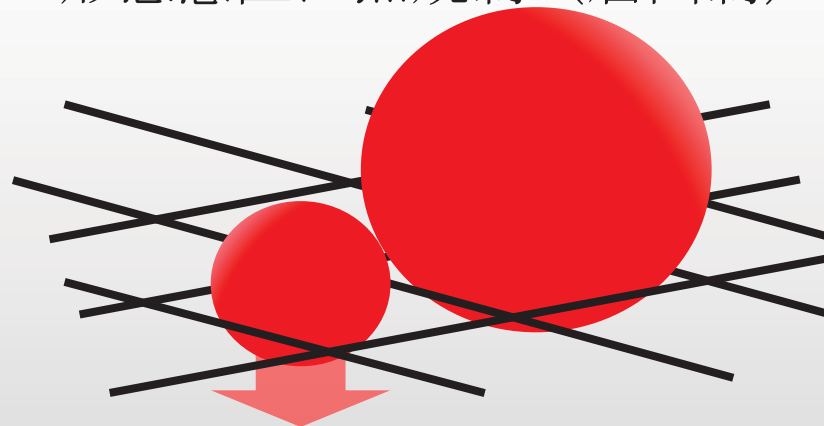
## (1) 良好な景観形成について

(居住環境の向上等住民の生活に密接に関係)

### 【北海道景観条例】

#### 最低限の基準

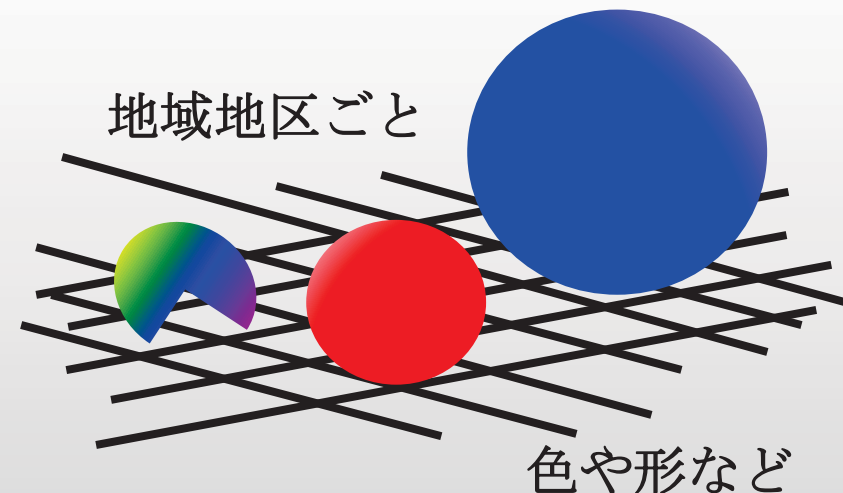
- ・ 規模を定めて届出
- ・ 規制は主に色彩（命令）
- ・ 形態意匠は無規制（届出制）



例えば、「大規模」・「けばけばしい」ものには、フィルターをかける機能はある。

### 【市町村の場合】

地域の特色に応じた  
きめ細かな規制誘導  
方策が可能



## (2) 景観行政団体とは

○景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。

(都道府県、政令市、中核市)

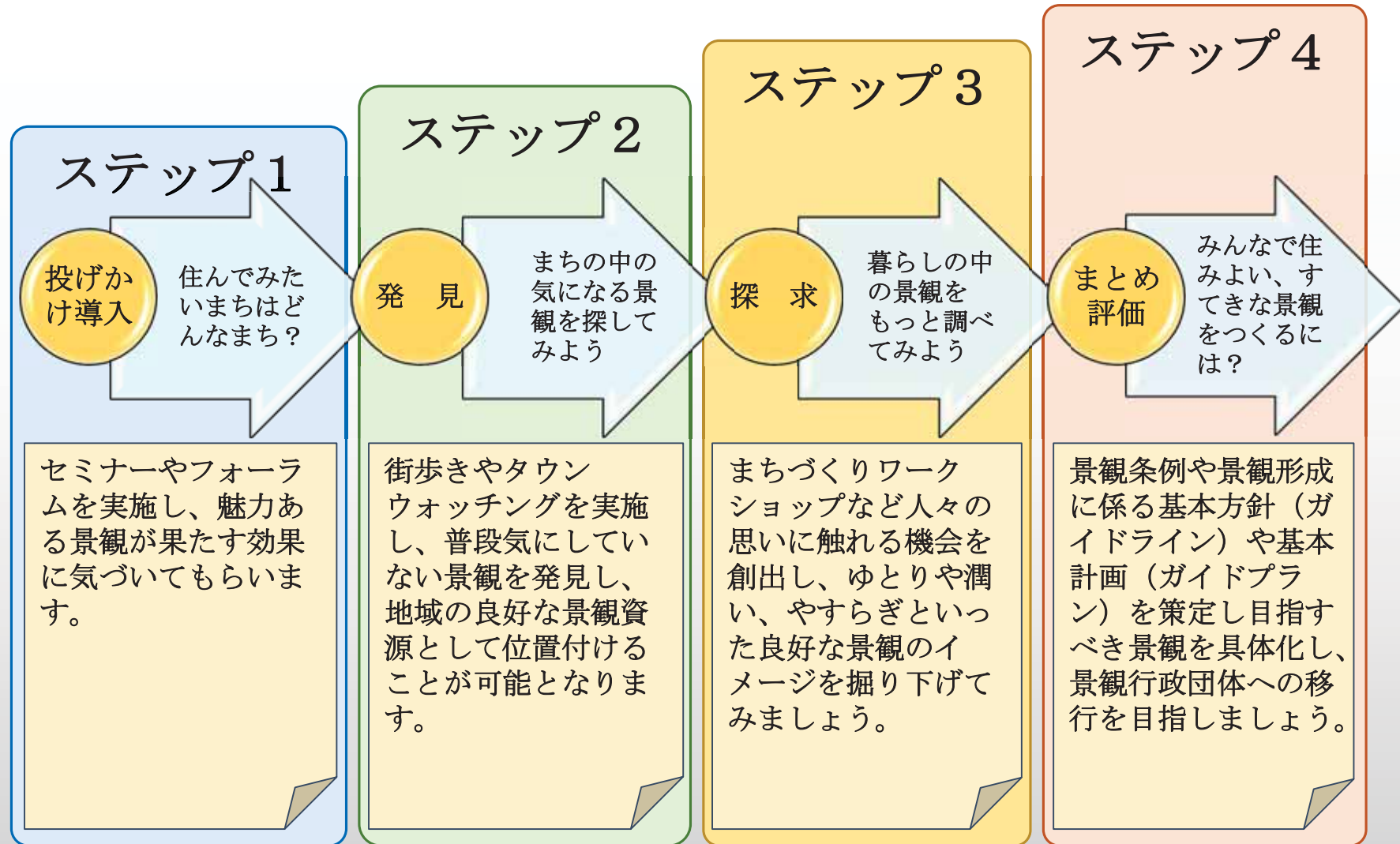
○その他の市町村は、知事との協議を経て景観行政団体となることができる

(景観法第98条) . . . 北海道は市町村の景観行政団体移行を支援

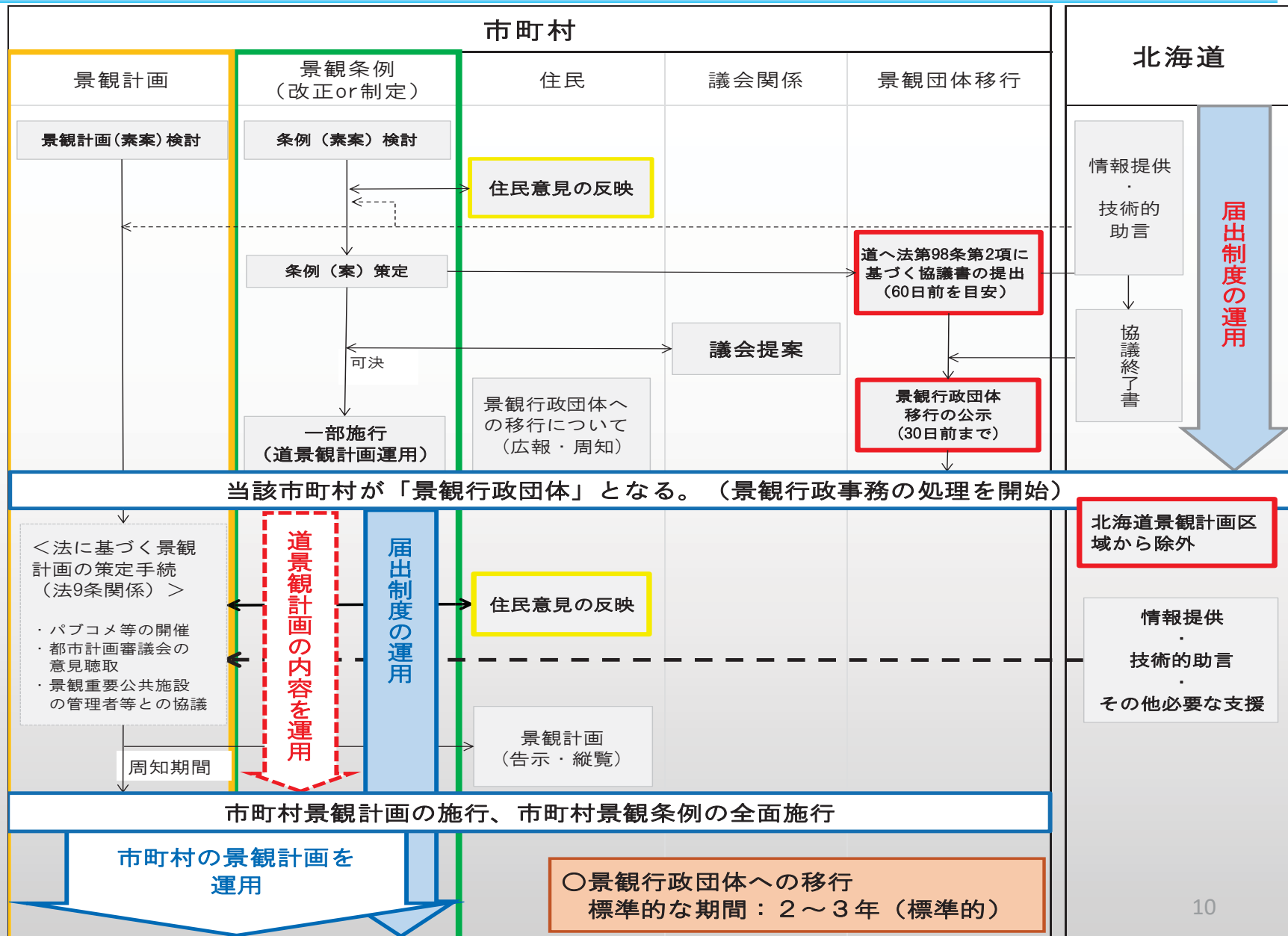
景観行政団体になる とできること	景観計画の策定	. . . 法第 8条-第15条
	建築等の行為規制 (届出制度)	. . . 法第16条-第18条
	景観重要建造物・樹木の指定	. . . 法第19条-第46条
	景観重要公共施設の整備等	. . . 法第47条-第54条
	景観協定の認可	. . . 法第81条-第91条
	景観整備機構の指定	. . . 法第92条-第96条
市町村ができること ※景観行政団体で なくともできる	景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域内)	. . . 法第61条-第73条
	地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限	. . . 法第76条
	準景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域外)	. . . 法第74条-第75条



### (3) 景観まちづくりの進め方



# (4) 景観行政団体への移行フロー（標準的な例）



## (5) 市町村が景観行政団体になる場合の 北海道知事との協議について（景観法第98条第2項関係）

市町村（政令指定都市、中核市を除く）が景観行政団体になり、景観行政事務を処理する場合、景観法第98条第2項に基づき、あらかじめ知事との協議を行うことが必要としており、道では、当該協議の円滑化等を図るため、協議の内容等について次のとおり定めています。

（平成25年1月7日付け都計第1313号通知）

### 【協議事項】

- ①景観行政団体になろうとする年月日 （景観行政事務の処理を開始する日）
- ②景観行政団体として、景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づき、行おうとする 事務の内容
- ③上記②の事務を行うための 組織体制
- ④ これまでに取り組んできた景観施策がある場合はその内容
- ⑥今後の景観施策の 基本的方向性とスケジュール

### 【標準処理期間】

- 協議の申出が 道に到達した日から15日間（休日を含めない）

### 【協議書の提出先】

協議書の提出先は、総合振興局又は振興局の建設指導課です。  
協議書の確認は、北海道建設部まちづくり局都市計画課となります。

## ○協議にあたっての北海道の考え方

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、協議に際して知事の同意を得ることは要しないこととなりました。

しかし、市町村が景観行政団体として景観行政事務の処理を開始するにあたっては、それまで運用してきた北海道景観計画が自動的に消滅するのではなく、市町村における景観計画の策定ではそれまでの良好な景観の形成効果が著しく減じることにならないように、適正かつ円滑な移行が図られるよう協議する。

協議の際は、市町村の主体性を尊重し後見的関与とならない範囲で、次に掲げる事項等について確認するものとする。

- (1) 景観施策の方向性やスケジュール等が北海道のこれまでの景観施策と著しい齟齬が生じていないこと。
- (2) 景観計画の策定、実施、運用等にあたって必要となる法委任条例を、新たに景観行政事務の処理を開始する日までに定め施行する等、円滑な移行が図られること。
- (3) 市町村策定の景観計画が施行されるまでの期間は、北海道景観計画の扱いによることとし、道の景観行政事務と市町村の景観行政事務の空白期間が生じないようにすること。



## 目的

魅力的かつ住みよい「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

## 支援内容

### 【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

### 【補助率】

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 上記(1)、(2) 事業主体がa. に該当する場合  | 1 / 2 |
| 上記(1)、(2) 事業主体がb. に該当する場合  | 1 / 3 |
| 上記(3) 事業主体がa. 又はb. に該当する場合 | 1 / 3 |

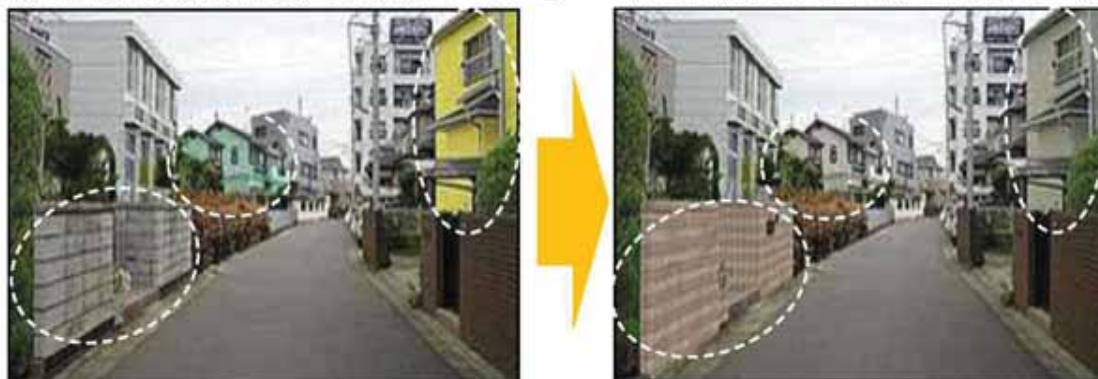
### 【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- b. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）



# 街なみ環境整備事業の制度の概要(社会資本整備総合交付金の基幹事業)

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

## 【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ①接道不良住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- ②区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

※接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

## 【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

## 協議会の活動の助成

### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

## 空家住宅等の除却

### 空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### 生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利施設等)



### 公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

### 電線地中化



(交付率:1/2)

## 街なみ景観整備の助成

### 住宅等の修景

(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2,1/3)





# 5 広域景観形成地域について

## (1) 広域景観形成地域とは

- **複数市町村にまたがる地域**
  - 広域景観形成指針を策定
  - 一般区域とは異なる規制基準で**道が届出制度を運用**
- ※現在、指定されているのは「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」

## (2) 広域景観形成地域の指定により

広域景観形成指針に基づいた一体的な景観保全、活用、景観形成

- 地域特性に応じた届出対象行為、景観形成基準の設定
- 景観重要公共施設の指定（道路、河川、港湾等）
- 景観阻害要因への措置要請
- 市町村、公共施設管理者、住民間の意識の共有化

### 北海道景観条例 第13条

**知事は、**複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、**当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、「広域景観形成推進地域」として指定**することができる。

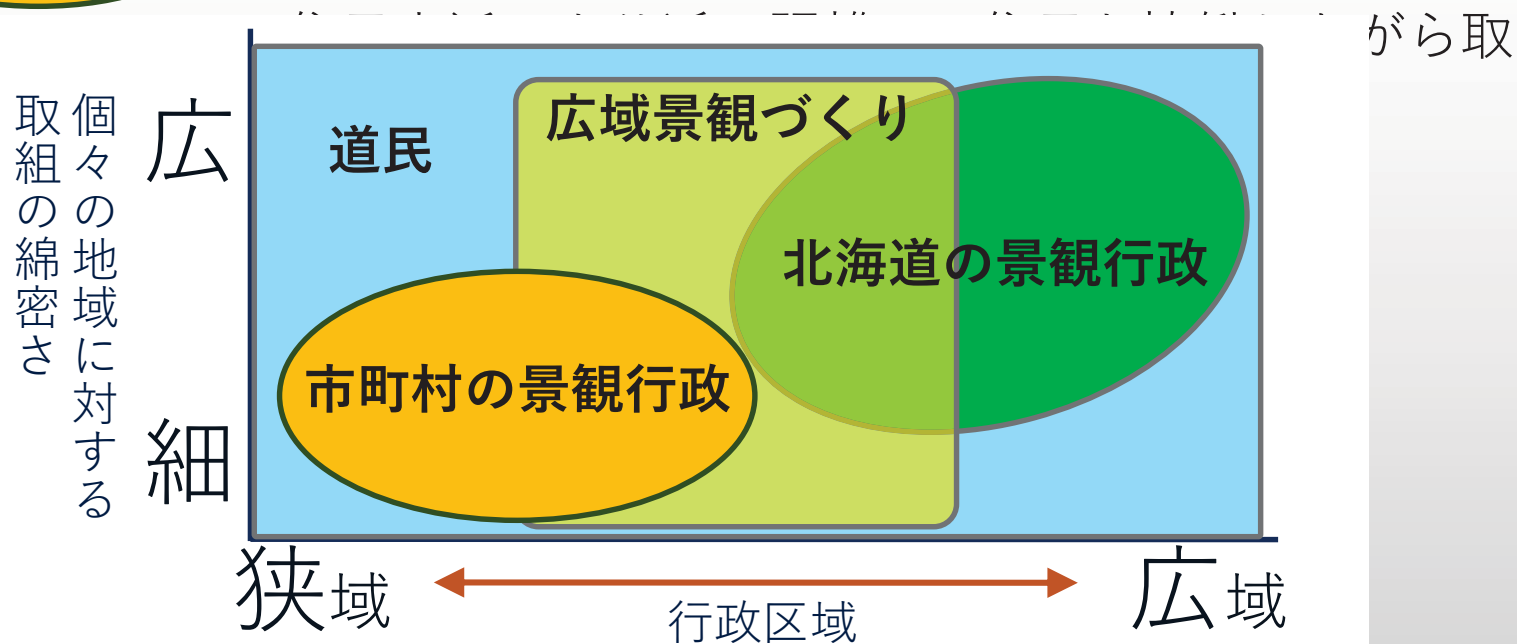
### (3) 道と市町村の役割

道

- ・ **市町村の枠を超えた広域景観づくりを推進**
- ・ 「広域景観推進地域」は景観特性を共有する地域で、一定程度の地域特性を踏まえた取組を推進
- ・ 景観計画の内容は全道一律

市町村

- ・ **地域の特徴を生かした、よりきめの細かい景観づくり**



## (4) 広域景観形成地域の指定について

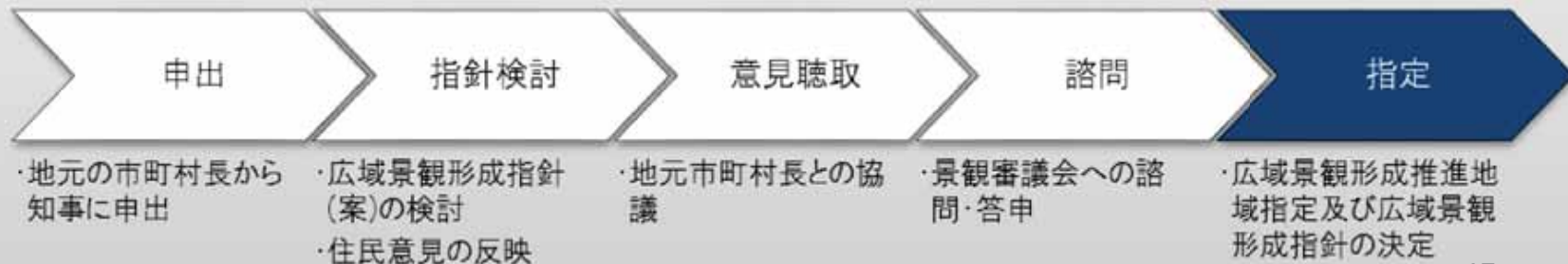
### ○道の役割



推進協議会の開催

ワークショップによる  
支援

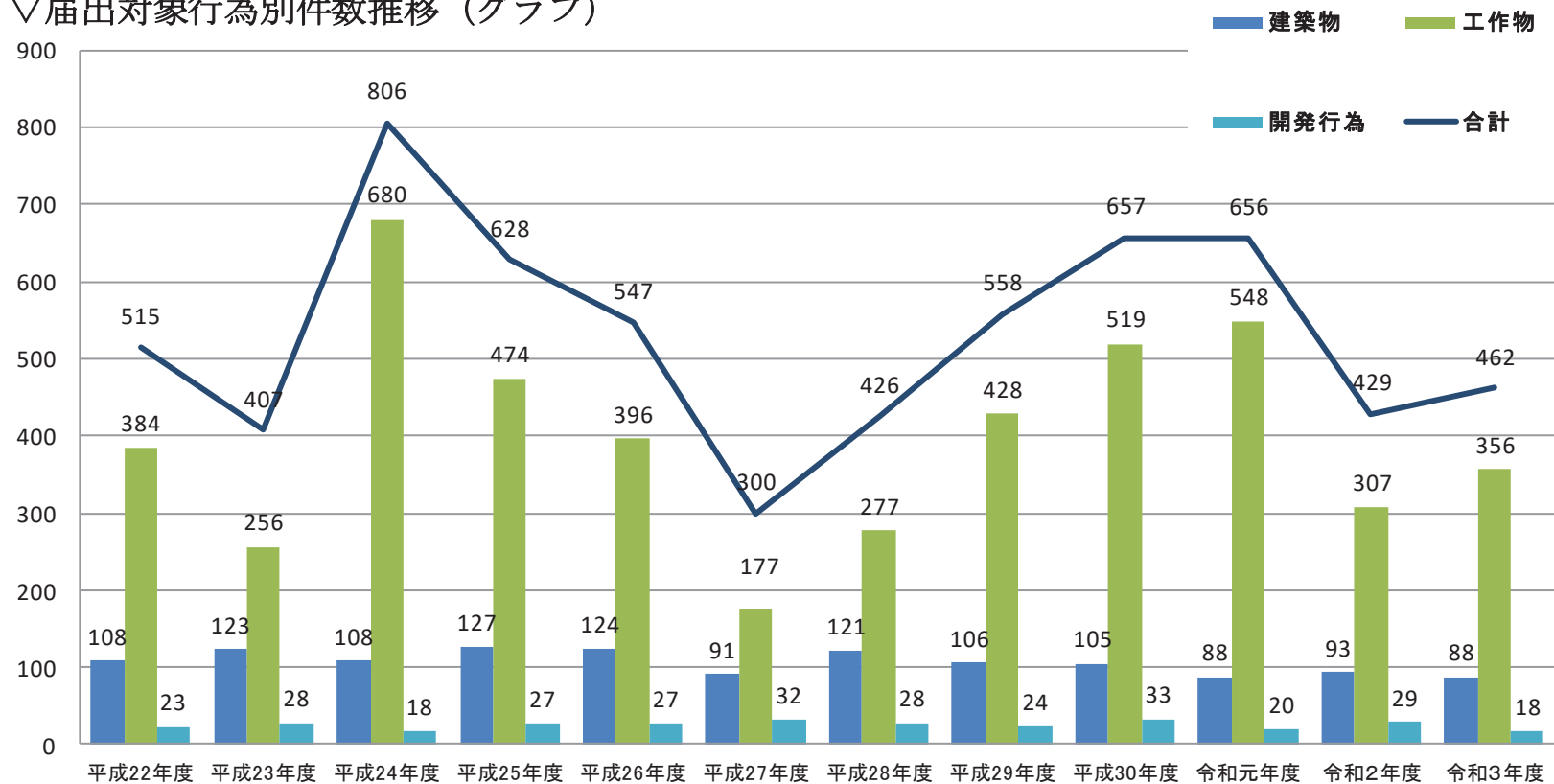
### ○事務手続き



# 6 北海道の景観法に基づく 建築物等の届出状況について

道における景観法に基づく届出件数は、平成24年度(2012年度)の806件をピークに平成27年度(2015年度)まで減少していましたが、平成28年度以降は増加に転じていましたが、令和2年度に減少し令和3年度は微増という状況。

▽届出対象行為別件数推移 (グラフ)



### ○届出対象行為について

- ・建築物 100件前後で推移。
- ・工作物 平成24年度 : 680件でピーク  
平成27年度 : 177件まで減少  
平成28年度以降 : 年々増加していたが令和2年度で減少
- ・開発行為 20~30件で推移

### ○風力発電設備の届出が増加

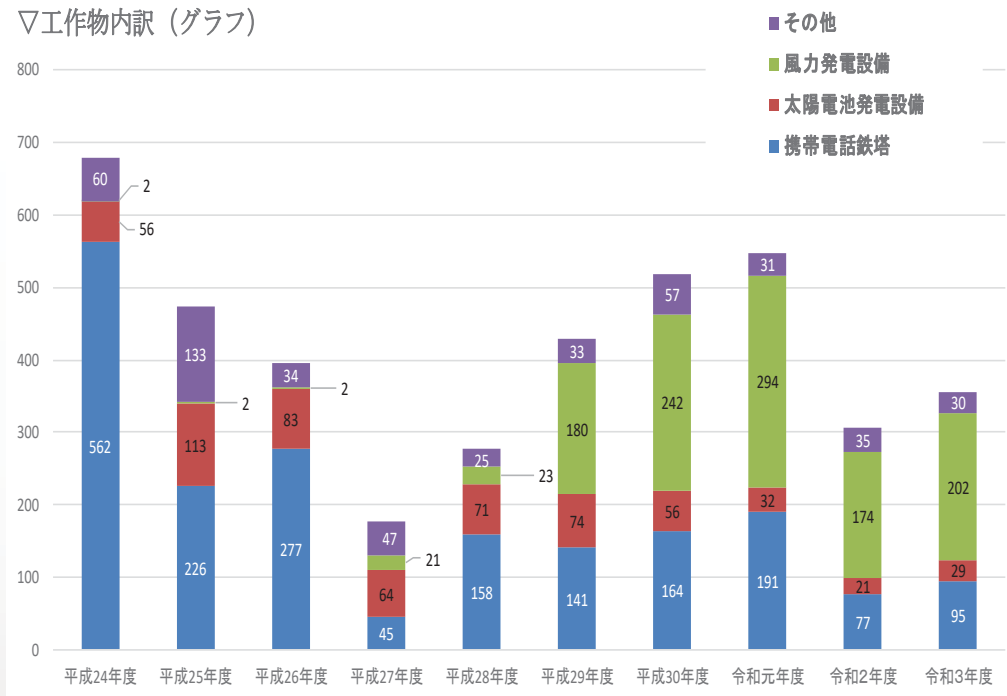
- ・毎年、増加(H27以降の主な工作物)していたが令和2年度は減少、令和3年は微増。
- ・環境アセスメントの手続きしている事業が多数あり。今後も建設が続く見込み。

### ○携帯電話鉄塔の届出が増加

- ・平成27年度に45件まで減少。
- ・平成28年度以降は、増加傾向であったが、令和2年度は減少。

**表 1**

▽工作物内訳 (グラフ)



▽表 振興局別届出・通知件数

振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
令和2年度	13	53	59	30	13	57	33	15	34	31	19	22	12	38	429
令和3年度	12	106	28	27	24	81	20	6	39	22	18	35	15	29	462
前年比	92%	200%	47%	90%	185%	142%	61%	40%	115%	71%	95%	159%	125%	76%	108%

表1及び表2のとおり、地域別と届出件数が多い工作物を抽出しましたが、特に「風力発電設備」の届出が多く、日本海側での建設が増加しています。

風力発電・太陽光発電設備は、再生可能エネルギー導入促進の一方、大規模な設備は景観への影響も大きいことから、各市町村では、景観を保全していくための視点を含めた検討が必要です。

表2 ▽R2・R3 振興局別届出等の件数（3工作物）

	携帯電話鉄塔			風力発電設備			太陽光発電設備		
	R2	R3	増・減	R2	R3	増・減	R2	R3	増・減
空知	2	2	0	0	0	0	1	1	0
石狩	2	2	0	3	24	21	11	5	-6
後志	14	7	-7	15	3	-12	1	0	-1
胆振	4	1	-3	0	0	0	1	2	1
日高	4	0	-4	3	13	10	1	2	1
渡島	0	29	29	50	47	-3	1	2	1
檜山	3	1	-2	28	10	-18	0	0	0
上川	11	2	-9	0	0	0	0	1	1
留萌	1	3	2	15	32	17	0	0	0
宗谷	3	2	-1	21	19	-2	0	0	0
オホーツク	8	3	-5	0	1	1	0	4	4
十勝	10	14	4	0	0	0	1	2	1
釧路	6	7	1	1	1	0	0	4	4
根室	0	2	2	31	23	-8	2	0	-2
合計	68	75	7	167	173	6	19	23	4

【参考】道景観計画区域内における届出対象施設及び規模

①風力発電設備

- ・一般区域 高さ15mを超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域 高さ10mを超えるもの

②太陽電池発電設備

- ・一般区域： 高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域： 高さ5m又は築造面積1,000㎡を超えるもの



道では、平成27年度(2015年度)に

## 「北海道太陽電池・風力発電設備 景観形成ガイドライン」

を策定しており、景観に配慮すべき事項をチェックリスト化しており、道のホームページにて公表しています。

### ○ 「北海道太陽電池・風力発電設備 景観形成ガイドライン」

配慮すべき事項をチェックリスト化

・ 自然的地域、市街地、沿道など地域区分ごとに配慮事項を記載

・ 道のwebページで公表

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>

太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項		
	設備	設備周辺	付帯施設
各地区共通	<input type="checkbox"/> 地域の良好な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする <input type="checkbox"/> パネルと架台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する <input type="checkbox"/> 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける <input type="checkbox"/> 敷地内は可能な限り緑化を行う <input type="checkbox"/> 周辺に植栽を施すなど移景を図る <input type="checkbox"/> 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	<input type="checkbox"/> 保奏上のフェンスなどは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設(キュービクルなど)の色彩も景観に配慮する <input type="checkbox"/> 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する <input type="checkbox"/> 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る <input type="checkbox"/> 発電車などの表示板は位置や色彩に配慮する
自然的地域 (森林地・海岸地・河川感)	<input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する <input type="checkbox"/> ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	<input type="checkbox"/> 新緑期や枯葉期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した移景を図る	<input type="checkbox"/> 自然環境との調和に配慮した配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物を、鉄塔、電線類を少なくする
観光地 (自然リゾート地区・歴史文化的地区)	<input type="checkbox"/> 観光地地域への設置は極力避ける <input type="checkbox"/> 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的遺産への直接的な設置を避ける <input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする	<input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した移景を図る <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする <input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える等の設置は極力避ける
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸)	<input type="checkbox"/> 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する <input type="checkbox"/> 交差点付近では、周囲と調和するよう移景する <input type="checkbox"/> 地形などを生かして見え方を最小化する <input type="checkbox"/> 地域のランドマークに対する見出しに気を配る <input type="checkbox"/> 川沿いに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する <input type="checkbox"/> 秩序のある連続した配置に努める	<input type="checkbox"/> 地域にふさわしい並木づくりや道路境界に植栽する <input type="checkbox"/> 道路境界の緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える等の設置は極力避ける
田園地域 (農山漁村・市街地)	<input type="checkbox"/> 山腹などの傾斜地に設置しない <input type="checkbox"/> 地域の景観資源であるシンボリックの木への近接は避ける <input type="checkbox"/> 周辺の景観作物との景観上の調和に努める	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	<input type="checkbox"/> 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区)	<input type="checkbox"/> 周囲と調和した形態意匠とする <input type="checkbox"/> 圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する	<input type="checkbox"/> 周囲との連続感のある生け垣などによる移景を行う <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は移景に努める <input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える等の設置は極力避ける

※1 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道(景観行政団体15市町村の区域を除く)へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※2 チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければなりません。

※3 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。